

# 新型コロナウイルス感染症環境整備補助金 募集要項

## 1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症が事業環境に大きな影響を与え続けている中で、その危機を乗り越え持続的な経営を行うために、事業所や店舗において感染拡大防止対策のために設備導入をおこなう、市内中小企業者等に対して、それに係る費用の一部を支援します。

## 2. 募集期間

2021年3月22日(月)～9月30日(木) ※但し、予算に達し次第終了。先着順。

## 3. 支援対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること

ただし、次に該当する方は対象外となります。

※暴力団、暴力団員及び暴力団関係者 ※性風俗関連業、その他公序良俗に反する事業者

※公的団体、宗教法人や政治団体

- (2) 市税を滞納していない者であること

- (3) 市内に本社または事業所を有している者であること

※市外に居住地を有する個人事業主であっても、事業所が市内である場合は対象となります。

但し、市内に居住地を有する個人事業主であっても、事業所が市外の場合は対象外です。

- (4) 申請は、1事業所1回限りとする。

## 4. 補助対象経費・補助率

事業所・店舗の感染症防止対策にかかる設備導入費用

【補助対象となる事例】

補助対象となる取組	補助対象設備の事例
飛沫感染防止	間仕切り、透明ビニールカーテン、パーテーション等
消毒	自動消毒噴霧器、自動型手指消毒器、自動ソープディスペンサー、器具用消毒器、オゾン発生装置等
換気	換気扇、網戸、換気機能搭載エアコン、空気清浄機、サーキュレーター等
非接触	非接触型体温計、サーモカメラ、自動水栓等
その他	※上記、設備設置に伴う工事代（見積書に記載されたものに限る）

【補助率】

- ①専門業者による工事を伴う、補助対象設備の設置・改修工事

：要した費用の2/3 上限50万（税込） ※但し、市内事業者を利用したのものに限る。

- ②工事を伴わない補助対象設備の設置 ；要した費用の2/3 上限10万（税込）

※原則、市内事業所から購入した設備品に限る。

※次に掲げる経費については、補助対象となりません。

- ・マスク、ゴーグル、フェイスシールド、エプロン、消毒アルコール、補充用消毒アルコール、除菌シート、ウエットティッシュ、洗浄剤、漂白剤、手袋などの消耗品
- ・その他、社会通念上不適切と認められる経費

## 5. 提出書類

### 【交付申請時】

交付申請書、実施計画書（様式第1号）、見積書の写し、設備のカタログの写し（機能が掲載されているページを含む）、その他必要とする書類

### 【実績報告時】

実績報告書、実施報告書（様式第2号）、設備設置後の事業所・店舗内の写真（但し、工事を伴うものは、施工前・施工後の両方の写真）、領収書等支払いの証明ができるもの、市税完納証明書（納税証明書）、振込先金融機関の通帳の写し（見開き1・2ページ）、その他必要とする書類

## 6. 審査方法、結果の通知

申請後は事務局において書面審査を行い、予算の範囲内にて採択します。

審査結果については、別途文書にて通知します。

## 7. 実績報告、補助金の支払い

事業終了後、所定の様式により速やかに実績報告書を提出していただきます。

なお補助金の支払いは精算払いのため、実績報告書提出後の審査を通過した後、お支払いすることとなります。

## 8. その他

補助金事業期間は、交付決定日から9月30日までに実績報告書を提出する場合に限りです。

但し、工期がこの日付を越えてしまう場合はその限りではありません。

## 9. 提出及び問い合わせ先

塩尻商工会議所

〒399-0736 塩尻市大門一番町 12-2 えんぱーく 406

電話 0263-52-0258

FAX 0263-51-1388